

感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応

宿泊客等

1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いたるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- ・別室で待機し、外に出ないようお願いする。(事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。)
- ・マスク着用をお願いする。
- ・近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は医療機関等の指示に従う。(あらかじめ医療機関等への連絡係(施設責任者・イベント責任者等)を決めておくこと。)
- ・当日の宿泊者名簿を把握し、行政機関からの照会などに備える。
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。
- ・食事は客室に届け他の宿泊客との接触を避ける。対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する。

2. PCR検査で陽性が判明した場合

- ・保健所からの連絡が有った場合にはその指示に従う。

3. 感染者が使用したサービス品(客室、座席等)は保健所の指示に従い適切に消毒を行う。

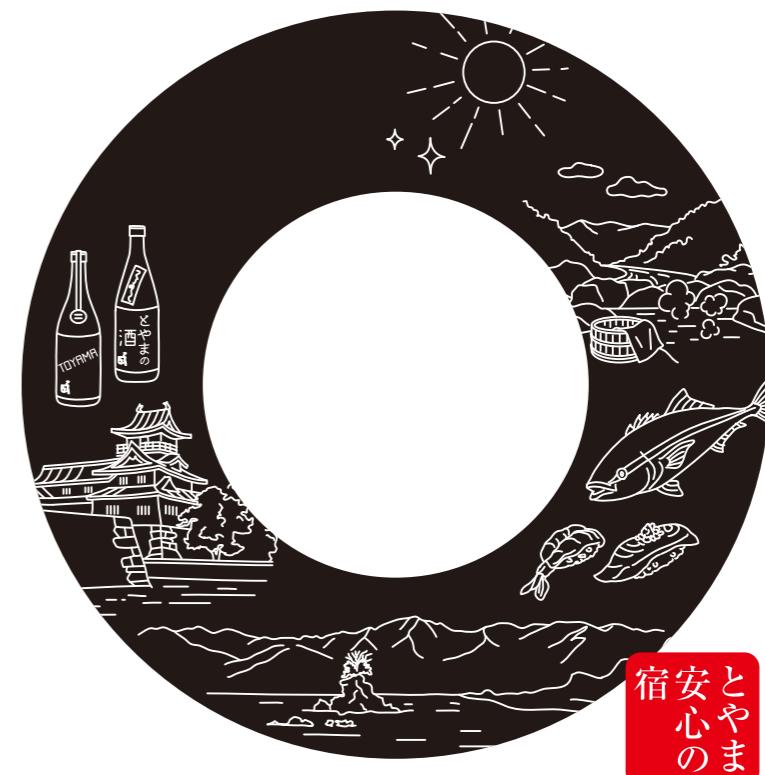
従業員

1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いたるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- ・施設責任者は、従業員に出勤を控えるよう伝え、近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡する。
- ・施設責任者は、過去2週間の行動を把握しておく。

2. PCR検査で陽性となった場合

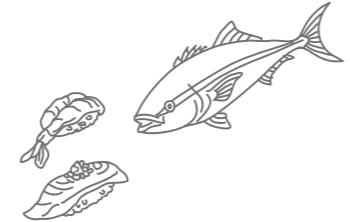
- ・従業員は、保健所の指示に従い入院または自宅待機等を行う。
- ・施設責任者は、濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。



宿安と
心やま

osumitsuki
T O Y A M A

感染防止対策「とやま安心の宿」認証制度
富山県宿泊施設における
新型コロナウイルス対応
ガイドライン



おすすめの「安心」をおもてなしに。



新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各事業者においては業界ごとの感染リスクにあわせて必要な感染対策を講じることが求められています。宿泊施設においては、ホテル、旅館、民宿、ゲストハウス、山荘、ユースホステルなど様々なタイプがあり、サービスの内容も異なります。

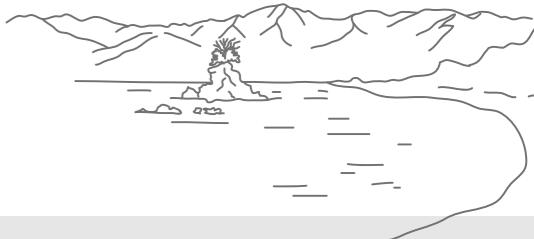
そこで、提供するサービスにあわせた感染予防対策が必要となります。このガイドラインは、業界団体が提示するガイドライン(P18参照)をもとに、宿泊施設での場面ごとに講じるべき具体的な感染防止対策を明記し、各施設にあわせて確認できるよう提示しています。

また、カラオケ等の遊興施設においては、他業種のガイドラインも一部取り入れています。



osumitsuki TOYAMA

宿安
と
心
の
や
ま



感染防止対策「とやま安心の宿」認証制度について

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策に取り組んでいる宿泊施設について、「富山県宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」にて定めた基準に基づいて感染防止対策を実施した施設を「安心して泊まれる宿」として支援する認証制度です。

対象 旅館・ホテル営業または簡易宿泊所営業の許可を受けており、旅館業法を遵守する施設

認証の手順



認証を受けると

感染防止対策「とやま安心の宿」の認証を交付

認証をアピールできる画像データを提供

認証施設を、ホームページで公開

対象:令和2年5月14日～ ※富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金

認証交付の基準について

認証の交付にあたっては、利用者・旅行者の信頼確保の観点から重点項目は必ず実施していることを条件とし、かつ各エリアの該当項目の実践状況が60%以上となっていることを確認したうえで交付します。ただし、カラオケボックスを併設し利用可能な状態である施設は、「カラオケボックス等」の項目はすべて実施していることが条件となります。



ガイドライン(本紙)が届いたら、まず自己採点をしてください。
その際、上記の達成率に満たない場合は、訪問審査までに対策をお願いします。

重点項目

利用者・旅行者の信頼確保の観点から重点項目は**必ず実施**していることが条件となります。

各エリアの留意点

重点項目に加えて実践すべき項目を以下のエリアごとにまとめました。

- 基本原則
- 従業員使用施設(事務所・休憩スペース)
- 入館時・フロント・ロビー
- 客室
- 大浴場(更衣室・休憩場を含む)
- 廉房
- ピュッフェ・宴会場・食事処・部屋食
- 館内設備 (エレベーター・エスカレーター・トイレ・自販機等)
- 送迎車
- 遊戯施設・お土産売場(売店を含む)
- イベント会場(公演・講座等)
- プール・マシンルーム
- ペット同伴及びペットの預かり

上記エリアのうち、該当する項目において**実践状況が60%以上**となっていることが条件です。

※送迎車が無い、プールが無いなど、該当しない項目がある場合は分母からはずして実践率を計算します。

●カラオケボックス等

カラオケの営業をしている場合は、**関連する項目をすべて実施**していることが条件となります。



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。

重点項目

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 マスクの着用、咳エチケットの励行、密閉空間での会話を控えるよう周知している。		
2 対人接触をできるだけ避けるため、間隔を空けた待ち位置の表示をするなど、対人距離1m以上を確保している。		
3 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置している。		
4 窓の開閉が可能な場合は30分に1回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防いでいる。 具体的な換気方法は、厚生労働省作成の下記資料を参照※		
5 宿泊客への定期的な手洗い・消毒を要請している。		
6 入口及びロビー内に手指の消毒設備(アルコール等)を設置している。		
7 入館の際に手指の消毒を依頼している。		
8 フロントやレジなど人と人が対面する場所は、対人距離1m以上を確保している。 またはアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止している。		
9 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請している。		
10 従業員はマスク(適宜フェイスシールド)を着用している。		
11 食事会場入口での受付・案内時に掲示等で次の内容を要請している。 ・入場前または入場時に手洗いまたは手指消毒すること ・自席で食事中以外(食事開始までの時間、テーブル間の通行や移動等)はマスクを着用すること		
12 宴会場や個室を使用する場合は、参加人数や滞在時間を制限し、十分な換気を行っている。		
13 接待のある宴会や会食、カラオケは都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な対人距離である1m以上を確保することに留意している。		
14 食事会場のテーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切っている。 または適切な間隔を空けて斜めの着席または横並びで座れるように配置を工夫し、カウンタ席は密着しないように1m以上スペースを空けている。		
15 配膳係は客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べている。		
小計		

(※)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 <https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

各エリアの留意点



基本原則

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮している。		
2 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることがないよう従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行っている。		
3 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合は、各種休暇制度の利用や在宅勤務を推奨している。		
4 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接觸がある場合、自宅待機を指示している。		
5 感染防止のために宿泊客を整理(チェックイン・アウト時に密にならないように対応)している。		
6 ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止を図っている。		
7 施設内の定期的な消毒をしている。		
8 ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。		
9 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行っている。		
10 従業員は毎日の体温測定、健康チェックを行っている。		
11 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止対策を取っている。		
小計		



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



従業員使用施設(事務所・休憩スペース)

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
12 事務所・休憩スペースを使用する者はマスクを着用している。		
13 事務所等で従業員及び来訪者が触れることがある物品・機器等は、こまめに消毒している。 (例: テーブル、椅子、電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等) また、機器類は複数人での共用をできる限り回避している。		
14 従業員は、始業時、休憩後、トイレ後等、定期的な手洗いを徹底している。 このために必要となる手洗い設備や石けんなどを配置している。 水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置している。		
15 外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求めている。 あらかじめ外部関係者が所属する企業等に、感染防止対策の内容を説明するなどにより理解を促している。		
16 休憩スペースには定員を設け、それ以上の人数が同時に使用しないよう、スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行っている。		
17 対面での食事や会話をしないようにしている。		
18 休憩スペースは、常時換気することに努めている。		
19 座席は広々と設置している。 また仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角や横並びなど工夫している。 対人距離1m以上を確保している。		
20 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。		
小計		



入館時・フロント・ロビー

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
21 従業員はマスク(適宜フェイスシールド)を着用している。		
22 宿泊客に対して、事前の検温または現地での検温を行い、発熱の有無の確認を行うよう努めるほか、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛・けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけている。		
23 宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関や受診・相談センターへ相談し、その指示に従っている。		
24 感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理している。		
25 フロントデスク、筆記具、無人チェックインシステム等のモバイル機器のタッチパネルは頻繁に清拭消毒している。		
26 返却されたルームキー・キーカードは必ず清拭消毒している。		
27 共有する物品を定期的に消毒している。(例: テーブル、椅子、傘、下駄)		
28 現金等の受け渡しには、コイントレー等を使っている。		
29 テーブルは飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けている。		
30 チェックインやチェックアウト等のフロントやレジでの対面による接客時間の削減や、現金等の受け渡し時の感染を予防するため工夫している。 (例: キャッシュレス対応、自社サイトや宿泊予約サイトでの事前決済、モバイル機器による無人チェックインシステムの導入等)		
31 館内の利用方法や注意事項などの案内が必要な事柄は、文書の配布や動画で紹介する等、従業員による説明を短縮できるよう工夫している。		
32 チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は少人数で分散して待機するよう要請している。		
33 ロビーでの密集を防ぐための配慮を行っている。		
小計		



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



客室

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
34 客室清掃は、マスク・使い捨て手袋を着用し行っている。		
35 客室清掃時に、消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って部屋の設備の表面を清拭している。(例:ドアノブ、テレビ・空調のリモコン等、人の手が触れる備品)		
36 客室清掃時に、使用した浴衣、スリッパ、コップ、急須、湯飲み、座椅子等は洗濯または消毒済みのものと交換している。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変えるまたは消毒を徹底している。		
37 脱衣室(ロッカー内部含む)・浴室内の設備・備品を清拭消毒している。		
38 客室内のコップの交換、冷蔵庫内の飲料は提供を中止するか、消毒を徹底した上で配置している。		
39 客室清掃時は、換気を充分に行い完全に空気を入れ替えている。		
40 従業員(清掃員)と宿泊客との接触による感染を防ぐため、宿泊客が部屋にいながらのハウスキーピング(清掃)を取りやめている。		
41 部屋↔食事会場の移動でスリッパを使用する場合、履き間違いを防ぐための対応を行っている。(例:記名シール、番号付クリップ等)		
42 連泊の際は、宿泊客からの要望により清掃頻度を変更している。		
43 同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意している(山小屋等)。また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請する。		
小計		

※消毒の際は、使用目的に合ったアルコール製剤(手指消毒用アルコール・環境用アルコール(掃除用))をご使用ください。



大浴場(更衣室、休憩場を含む)

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
44 不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭している。 (例:ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー、ソファー、マッサージ機器、体重計、ドライヤー、テーブル、椅子、水や飲料サービス機器のボタン、扇風機のボタン、自動販売機等)		
45 浴室内や休憩スペースの換気を強化している。		
46 次の内容を施設内に掲示したり、チラシを配布したりすることで、宿泊者等に飛沫感染の予防を徹底するよう協力要請している。 ・入浴マナー(かかり湯、タオルを浸けない、髪を浸けない、騒がない、泳がない等)の徹底 ・浴室、浴槽内における会話を控えること ・浴槽や洗い場において、人と人との十分な距離を確保すること		
47 次の内容を施設内に掲示したり、チラシを配布したりすることで、宿泊者等に接触感染の予防を徹底するよう協力要請している。 ・宿泊者等が備品を使用する前または後に備品の清拭消毒を実施する。 (例:ソファー、マッサージ機器、体重計、ドライヤー等) ・浴室内にて宿泊者等が共有する物品は、使用後に流水で水洗いする。 (例:風呂桶、風呂椅子、シャワーヘッド等 タオルは客室に準備したものを持参する。)		
48 脱衣室、浴室、休憩室での密集を防ぐため、入場制限を行っている。 入場制限の方法例: ・浴槽内の面積を1人あたりに必要な面積(4~16m ²)で割る。 ・宿泊者の館内用スリッパと日帰り入浴者の下足の数を管理し一定数を超えると入場をお断りする。 ・使用できる衣類用のカゴの数やロッカーのカギの数を管理し一定数を超えると入場をお断りする。		
49 休憩スペースでは対面で会話をしないよう要請している。		
50 浴槽水などの消毒の徹底をしている。		
51 サウナ室では、室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止し、利用者または施設において別途用意した清潔なタオル等を利用するよう促している。		
52 サウナ室では、一度の利用人数や時間に制限を設けるなど密にならないようにしている。会話を控えることや対人距離1m以上を確保することを利用客に注意を促している。適切に換気を行っている。		
53 以上の管理が厳しい場合は、サウナの利用はしばらくの間中止することを検討している。		
小計		



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



厨房

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
54 厨房の調理設備・器具を台所洗剤(界面活性剤)で清拭し、作業前後の手洗い等、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底している。		
55 盛り付け担当者は衛生管理の徹底をしている。		
56 従業員は衛生管理の徹底をしている。		
57 下膳と同時に料理提供をしていない。		
58 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底している。		
59 配膳の段階で飛沫感染のリスクを抑えるため、マスクの着用や頻繁な消毒等を行っている。		
小計		

※新型コロナウイルスの主な感染ルートは接触感染・飛沫感染であり、食品を介しての感染例はないが、食中毒予防のための一般的な対策は重要である。



ビュッフェ・宴会場・食事処・部屋食

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
60 従業員と宿泊客の接触を極力減らしている。		
61 ビュッフェ・宴会場・食事処・部屋の換気強化をしている。		
62 運搬用機器の手に触れる部分やドリンクサーバーのボタン、ピッチャーの持ち手を定期的に清拭消毒している。ドリンクができるかぎりスタッフが手袋を着用し注いでいる。		
63 卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにしている。 ただし撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わる都度、清拭消毒や用具の交換を行っている。		
64 テーブル、椅子、座椅子、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等はお客様が入れ替わる都度、清拭消毒を行っている。		
65 使用したトレーを清拭消毒してから次の宿泊客に提供している。		
小計		

次頁に続きます→



ビュッフェ・宴会場・食事処・部屋食 続き

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
66 下膳と同時に料理提供をしていない。		
67 下膳作業後に手洗い、手指消毒をしている。		
68 会場入口での受付・案内時に掲示等で次の内容を要請している。 ・近距離での会話や大声は控えること ・滞在時間をできるだけ最小限にすること ・発熱・咳・かぜの症状のある宿泊客の入場をお断りすること		
69 順番待ちが会場外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導している。 または整理券の発行や予約制により行列を作らない方法を工夫している。		
70 お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請している。		
71 カウンターでは、お客様と従業員の会話の程度に応じ、従業員のマスク着用のほか、パーティションの設置など工夫している。		
72 テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保っている。		
73 ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更している。		
74 ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸または手袋を渡している。(個人のスプーンや箸等で取ることを控えるよう要請する) また使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにしている。		
75 ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護するカバーを設置している。または従業員があらかじめもしくはその場で小分けにしている。 また客席と料理提供空間が近い場合にはアクリル板等の仕切りを設けている。		
76 部屋食を提供する際は、調理場→パントリー→客室への料理運搬時に手に触れる部分の清拭消毒をしている。		
77 部屋食はできるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくしている。		
小計		



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



館内設備 (エレベーター・エスカレーター・トイレ・自販機 等)

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
78 エレベーター内の押しボタンやエスカレーターのベルトは、定期的に消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭している。		
79 エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限している。(看板の設置による定員の明記等)		
80 トイレ内の不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒を行っている。(例:ドアノブ、水栓レバー、トイレの蓋、トイレットペーパーホルダー等)		
81 ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。ハンドドライヤーや共通のタオルは禁止している。		
82 トイレの清掃時は換気し、完全に空気を入れ替えている。		
83 トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。		
84 トイレは常時換気をオンにしておくなど換気に留意している。		
85 自動販売機はボタン、取り出し口を清拭消毒している。		
86 通常の清掃後に不特定多数が触れる環境にあるものを定期的に消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)で拭いている。(例:ドアノブや階段の手すり、館内の家具、共用パソコン等)		
小計		



送迎車

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
87 乗客が手を触れる部分は消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭している。(例:ドアノブ等)		
88 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行している。		
89 車内での会話を控えるよう要請している。		
90 車内換気を行っている。		
91 車内飲食を禁止している。		
92 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置している。		
小計		

下記の施設やサービスがある宿泊施設は、引き続きチェックをお願い致します。

- ・遊戯施設・お土産売場(売店を含む) ▶ P.12へ
- ・ペットの同伴及びペットの預かり ▶ P.16へ
- ・イベント会場(公演、講座等) ▶ P.13へ
- ・カラオケボックス等 ▶ P.17へ
- ・プール・マシンルーム ▶ P.15へ



遊戯施設・お土産売場(売店を含む)

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭している。 (例:遊技機レバー・プッシュボタン、買い物カゴ、コイントレー等)		
2 現金等の受け渡しはコイントレー等を使っている。		
3 据え置き型の試食サービスではなく、従業員からの手渡しの試食サービスへ切り替える、もしくは廃止している。		
4 施設内は対人距離1m以上を確保し、積極的に感染リスクを減らしている。		
5 多くの人が触れるようなサンプル品・見本は取り扱っていない。		
6 遊戯施設に入る際に掲示等で次の内容を要請している。 ・マスクを着用し、手指を消毒すること ・特定の場所の前に大勢の人数で集まらないこと ・大声を出したり、飲食したりしないこと		
7 遊戸機の座席間隔を設け、物理的に間引き・遮蔽パネル等を講じている。		
小計		



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



イベント会場(公演、講座等)

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 それぞれの公演前に不特定多数が触れやすい場所の消毒を行っている。 (例:観覧席のドアノブや手すり等)		
2 売店を設ける場合は、 ・対面で販売を行う場合、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努めている。 ・キャッシュレス決済を奨励している。 ・トレーなどの消毒を徹底している。 ・売店に関わる従業員は、マスクの着用と手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場している。 ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯している。 ・多くのものが触れるようなサンプル品・見本品は取り扱っていない。		
3 楽屋、控室、バックヤードを利用する場合は、 ・常時換気に努めている。 ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行っている。 ・利用者が密にならないように入場制限を行っている。 ・手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての紙皿やコップを使用している。 ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限している。		
4 直接手で触れることができる展示物等は展示していない。		
5 会場入口での受付・案内時に掲示等で次の内容を要請している。 ・入場前に手洗いまたは手指消毒すること ・マスクを着用すること ・ソーシャルディスタンスを確保すること ・近距離での会話や大声は控えること ・入場時の検温(講座を行う場合)		
6 公演前に来場者に次の内容を要請している。 ・入待ち、出待ちは控えること ・差し入れは控えること		

次頁に続きます→



イベント会場(公演、講座等) 続き

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
7 公演の前後に、人が滞留しないよう段階的出入り等の工夫を行っている。 (例:退場時は、混雑しないようにできるだけ対人距離を2m(最低1m以上)確保し、列ごとに分けて退場を促す)		
8 公演での座席の最前列は、舞台から十分な距離を取っている。 感染予防に対応し十分な座席の間隔を確保している。 (例:前後左右を空けた配置、距離を置くこと同等の効果を有する措置等) 原則指定席とし、自由席の場合は定員を制限している。		
9 来場者と接触するような演出は行っていない。 (例:来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等)		
10 公演等の前後及び休憩中に会場内の換気を行っている。 (興行場法により定められた県が求める換気性が確保できているか確認する。)		
11 公演中に感染が疑われる者が発生した場合、下記の対応策を取っている。 ・速やかに別室へ隔離を行う。 ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を講じた上で対応する。対応前後には手洗いや手指消毒を行う。 ・速やかに近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し指示を受ける。		
12 入場時のチケット確認(もぎり)を簡略化(目視や、スタンプを推奨)している。 チケット窓口・もぎりなど対面になる場合、アクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止している。 もぎりの際は、手洗い、アルコール消毒、手袋着用等を徹底している。		
13 来場者数や滞在時間を制限している。		
14 講座を行う場合は、横並び着席を推奨(座席レイアウトの変更)している。		

小計



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



プール・マシンルーム

	自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭している。 (例:ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー、体重計、ドライヤー、テーブル、椅子、水や飲料サービス機器のボタン、扇風機のボタン等)		
2 貸しタオル等を中止し、客室に準備したタオル等を持参してもらうよう要請している。 タオル、化粧品、ブラシ等はセットしていない。		
3 脱水機の使用を禁止している。		
4 マシン(座面、グリップ、タッチパネル)、ストレッチマット、ダンベル等を使用した後は、清拭消毒するよう施設内の掲示やチラシ配布などで協力要請している。		
5 マシン・トレッドミルの清拭には消毒液と使い捨てのペーパー類を用意し、タオルの共用を禁止している。		
6 屋内プールは、湿度を下げすぎないよう注意しつつ、換気を行っている。		
7 プールのベンチ・椅子は着席距離を確保、または撤去(特に対面となるものは避ける)している。 マシン等の間隔を確実に2m以上確保している。		
8 次の内容を施設内に掲示したりチラシを配布したりすることで、飛沫感染の予防を徹底するよう協力要請している。 ・会話を控えること ・人ととの十分な距離を確保すること ・マシンルーム使用時は可能な限りマスクまたはバフ(ネックゲイター)などを着用すること		
9 屋内プール、更衣室、休憩室での密集を防ぐため、入場制限を行っている。 例えば、プールの面積または更衣室の面積を1人あたりに必要な面積(4~16m ²)で割る方法など考えられる。		
小計		



ペットの同伴及びペットの預かり

自己採点 該当なし	訪問審査員記入欄 該当なし
1 ペットの預かりを行う場合、受け渡しは、「リード装着のまま」もしくは「クレートやキャリー・バッグごと」お預かり、お返ししている。※だっこでの受け渡しは禁止している。	
2 事業者は、ペットと同伴する宿泊者にペットは宿泊前(宿泊の前日が望ましい)にシャンプーするよう事前に協力要請している。	
3 ペットを預かる飼養施設内で作業する際の着衣や履物は消毒や着替えを行っている。	
4 他のペットとの接触は極力控えている。	
5 ペットを預かる飼養施設は、空気が渓まないよう、換気をこまめに行っている。 (冷房使用時にもペットの体調を確認しながら1時間に1回程度の換気を行うことが望ましい。)	
6 預かりサービスは、完全予約としている。	
7 可能であれば、預かり後にシャンプーをしている。	
8 ペットを預けるまたは預かる際の新型コロナウイルス感染症対策については、環境省HPにある公益社団法人東京都獣医師会が作成した「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと(Ver.4)【令和2年7月9日】」を預かりの場所や対応する人員などスタッフ間で情報を共有して適切に対応している。	
小計	



ガイドライン(チェックリスト)

該当項目について対策をしていたら、✓してください。自施設に該当しない項目があつたら、[該当なし]に✓してください。



カラオケボックス等

	自己採点	訪問審査員記入欄
	該当なし	該当なし
1 客室清掃時に、消毒剤(アルコール製剤・洗浄剤・漂白剤等)を使って部屋の設備の表面を清拭している。(例:ドアノブ、マイク・リモコン・タブレット端末・カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、椅子等、人の手が触れる備品)		
2 室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行っている。		
3 利用者に受付・案内時に掲示等で次の内容を要請している。 ・各部屋を30分ごとに5分程度換気すること(扇風機等の活用により扉から換気)。 ・歌唱に際して、対人間の距離を2m以上とること ・座席間隔についても、できるだけ2m(最低1m以上)空け、横並びで座ること ・利用者はマスクまたは目や顔を覆う防護具を装着して歌唱すること ・飲食中以外はマスクを着用すること		
4 歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行っている。 (例:利用者人数を各室の通常定員の半数以下にする等) 家族等の特定の利用者であっても、定員の半数以上であれば、分散利用を促している。		
5 個人別マイクとした上で飛沫防止のための防音マイクカバー等の装着をしている。		
6 飲食物の提供時には、マスクまたは目や顔を覆う防護具を装着し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保っている。		
7 来場の際、利用者毎に、利用時間・部屋番号等の利用履歴を残している。		
小計		

参考にしたガイドライン等

- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
令和2年5月14日(令和2年12月24日一部改訂) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟
- ・旅館・ホテルにおける新型コロナ対策総合ガイドライン【セルフチェック表】
令和2年8月 和歌山県/和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ・オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
令和2年5月14日 一般社団法人 日本経済団体連合会
- ・浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月29日 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためガイドライン
令和2年5月18日 一般社団法人 日本スイミングクラブ協会
- ・FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン
令和2年5月25日 (一社)日本フィットネス産業協会
- ・遊泳用プールの衛生基準について(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局通知)
・「ゲームセンター」における新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン
令和2年5月14日 一般社団法人 日本アミューズメント産業協会
- ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月14日 オール日本スーパーマーケット協会など
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
令和2年5月14日 一般社団法人 日本フードサービス協会 など
- ・ペットサロン・ペットホテル運営における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月18日 非営利一般社団法人日本ペットサロン協会
- ・公民館における新型コロナウイルス 感染拡大予防 ガイドライン
令和2年5月14日(一部改訂 令和2年5月25日) 公益社団法人 全国公民館連合会
- ・演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月29日 全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月25日 一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会等